

令和 9・10 年度分 飯塚市競争入札参加資格審査申請書提出要領（本受付）

飯塚市が行う物品の供給、製造の請負、役務提供等の契約の入札等に参加を希望される方（飯塚市外の業者）は、次の要領により申請書類を提出してください。

1. 受付期間

令和 8 年 10 月 5 日（月）から令和 8 年 10 月 16 日（金）まで※締切日消印有効

2. 対 象 飯塚市外の業者

3. 参加資格要件

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- （2）国税、県税及び市税を滞納していない者。
- （3）1 年以上の営業実績がある者（令和 8 年 4 月 1 日以前からの営業実績が必要）
- （4）福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。

4. 受付業種

- 【物 品】 1 業種のみ ※物品・役務ともに、有効期間内での「希望業種の変更」はできません。
- 【役 務】 1 業種のみ

5. 有効期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（2 年間）

6. 提出方法 郵送のみ

（簡易書留、レターパックプラス等の追跡可能な郵送方法に限る。当日消印有効）

※本要領「8. 提出書類及び記入要領」①～⑮の書類を番号順にクリアファイルに入れて提出してください。

※書類不備等の場合には受付できませんのでご注意ください。

※受付票が必要な場合は、送付先を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

7. 提 出 先 〒820-8501 飯塚市新立岩 5-5 飯塚市役所 行政経営部 契約課 物品契約係 行

8. 提出書類及び記入要領

番号	書類名	記入要領
①	競争入札参加資格審査申請書 (押印不要)	【法人】「履歴事項全部証明書(登記簿謄本)」のとおり所在地、商号及び代表者の職・氏名を記入してください。 【個人】営業所の所在地、名称及び事業主名を記入してください。 ● 3.本件責任者名・連絡先 及び、4.申請事務担当者名・連絡先も必ず記載してください。
②	履歴事項全部証明書(登記簿謄本) (写し可) 又は 個人事業主の身分証明書(原本) ※どちらも発行後、3ヶ月以内のもの	【法人】所轄法務局が発行したもので、現状と相違ない「履歴事項全部証明書(登記簿謄本)」 ※現在事項全部証明書でも可 【個人】本籍地の市区町村が発行したもので、現状と相違ない「身分証明書」(原本)
③	営業経歴書	
④	委任状 ※委任しない場合は提出不要	● 入札参加資格の有効期間を通して、代表者から代理人(支店長・営業所長等)へ「入札・見積及び契約締結、代金の請求受領等の権限を委任」する場合は、提出してください。
⑤	誓約書	● 実印を押印してください。
⑥	【国税】納税証明書(写し可) ※発行後、3ヶ月以内のもの ※国税の納税証明書は、国税庁のHPから <u>e-tax</u> を使った書面オンライン請求が利用できます。	● 所轄 税務署発行の 【法人】納税証明書「その3の3」 (法人税と消費税及び地方消費税に未納のない証明) 【個人】納税証明書「その3の2」 (申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納のない証明)
⑦	【都道府県税】納税証明書(写し可) ※発行後、3ヶ月以内のもの ※個別税目分の納税証明書の場合、 「法人:法人県民税及び法人事業税」、 「個人:個人事業税」の納付が確認できること。	【法人】都道府県税に未納のないことの証明書 【個人】都道府県税に未納のないことの証明書 ● 本店以外の営業所等に委任する場合は、本店と委任先の両方の都道府県税分が必要です。 (※本店と委任先が同一県内の場合は、1枚で可)

⑧	【飯塚市課税分】滞納なし証明書(原本) <u>※令和8年9月24日更新</u> <u>※飯塚市内に営業所(店舗)等を有する業者</u> ※発行後、3ヶ月以内のもの ※営業所等の設立日が1年未満で滞納なし証明書が発行できない場合は、開設届の写しを提出すること。	【法人】滞納なし証明書(飯塚市課税分) 【個人】滞納なし証明書(飯塚市課税分) ※個人事業主の住所地が「市外」の方は、住所地での「市町村税に未納のない証明」を提出してください。 ● 証明書発行窓口には、納付日、口座振替日の関係で、納税証明書を発行するために必要な場合がありますので、領収書・通帳等、納付を確認出来る書類をご持参ください。
⑨	財務諸表 又は 確定申告書の写し ※直近の決算のもの	【法人】財務諸表(貸借対照表及び損益計算書等) 【個人】財務諸表(貸借対照表及び損益計算書等) 又は 直近分の確定申告書等(写し)
⑩	営業に関する許可、登録証等 及び 資格者免状等(写し)	● 営業に関する許認可、登録及び資格者免状等を有する場合は、写しを添付してください。 ※希望業種に関わる許可等
⑪	印鑑証明書(写し可) ※発行後、3ヶ月以内のもの	【法人】 所轄法務局が発行したもので、現在登録している印鑑を証明するもの。 【個人】 住所地の市区町村が発行したもので、現在登録している印鑑を証明するもの。
⑫	使用印鑑届	● 個人を特定できない印鑑は使用印として登録できません。 (会社名、支店名のための印鑑、ゴム印は登録できません)
⑬	【物品】取扱品目表 (※市外業者用) ※物品希望者	● 希望業種(1業種のみ)の取扱品目表を提出してください。 ● 希望業種にかかる主な納入実績を記入してください。
⑭	【役務】業者カード (※市外業者用) ※役務希望者	● 希望業種(1業種のみ)について記載してください。 ● 希望業種にかかる主な契約実績を記入してください。
⑮	役員名簿 ※実印の押印は不要	● 申請日時点での代表取締役以下役員全員(監査法人である会計監査人を除く)を記載してください。 ※ 監査役の方も記載が必要です。
⑯	受付票(※希望者のみ)	● 希望する場合は、送付先を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
⑰	口座振替申請書	● 前回申請内容に変更がある場合、又は新規申請の場合は必ず提出してください。
⑱	申請書類チェック表	● 提出書類を「確認事項」で確認のうえ、「申請者用チェック欄」にレ点を記入して提出してください。

以上をクリアファイル(A4サイズ)に入れて提出してください。
※ホッチキスで綴じないでください。

9. 申請書類の作成上の注意

- (1) 文字は楷書で明瞭に記載してください。（鉛筆書き、消えるボールペン等は不可）
 - (2) 提出書類の記載にあたっては、特に指定がない限り「提出日現在」をもって記載して下さい。
 - (3) 新規業者とは、令和7年度以降、本市に業者登録をしていない業者を指します。
 - (4) クリアファイルに綴じる書類は、事前に書類番号順に綴じて、提出してください。
- ※ 各納税証明書に未納がある場合には、受付できません。

10. 注意事項

- (1) 資格審査の結果、入札参加資格を取得した者が、その後、入札参加資格申請書に虚偽の記載など不正行為をしたことが判明した場合は、資格を取り消します。
- (2) 同一業種において役員が重複している場合、いずれかのうち1者の指名を保留することがあります。

11. その他

- (1) 随時の受付は行っておりません。
- (2) 本要領・様式等は、飯塚市のホームページからダウンロード可能です。
【トップページ → 産業・ビジネス → 入札・契約情報 → 業者登録 → 令和9・10年度入札参加資格審査申請物品・役務等(市外)】
- (3) 本申請書類等の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。
変更届の様式及び添付書類についても、飯塚市のホームページに掲載しています。
- (4) 「令和9年度 物品・役務有資格者名簿」は、令和9年4月1日午後にホームページに掲載する予定です。
- (5) 有資格者名簿の登録は、必ずしも発注を約束するものではありません。

飯塚市のホームページアドレス <https://www.city.iizuka.lg.jp/>

郵送・お問合せ先 〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号
飯塚市役所 行政経営部 契約課 物品契約係
TEL 0948-96-8250（直通） FAX 0948-21-2998
MAIL nyusatsu-keiyaku@city.iizuka.lg.jp